

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」改訂一覧表

◆令和8年5月29日

第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識				
No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P10	問題9 解説	a 正 問題文の通り。	a 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「妊娠している女性」が「妊婦又は妊娠していると思われる女性」に改正されている。
2	P13	表 サリドマイド訴訟の被害 上から1行目	妊婦が使用	妊婦又は妊娠していると思われる女性が使用
3	P21	問題17 解説	a 正 問題文の通り。	a 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「妊娠している女性」が「妊婦又は妊娠していると思われる女性」に改正されている。
4	P29	問題26 解説	サリドマイド訴訟は、催眠鎮静剤等として販売されたサリドマイド製剤を妊婦が使用したことにより、出生児に先天異常が発生したことに対する損害賠償訴訟である。	サリドマイド訴訟は、催眠鎮静剤等として販売されたサリドマイド製剤を妊婦又は妊娠していると思われる女性が使用したことにより、出生児に先天異常が発生したことに対する損害賠償訴訟である。※現行の手引きでは、「妊娠している女性」が「妊婦又は妊娠していると思われる女性」に改正されている。
5	P33	問題29 解説	a 誤 機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に[罹患していない者]の健康維持及び増進に役立つ[機能]を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品であるが、特定保健用食品とは異なり国の個別の許可を受けたものではない。	a 誤 機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに機能性関与成分が有する健康維持及び増進に役立つ[機能]を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品であるが、特定保健用食品とは異なり国の個別の許可を受けたものではない。※現行の手引きでは、「疾病に罹患していない者の」が「機能性関与成分が有する」に改正されている。
6	P33	問題29 解説	b 正 問題文の通り。	b 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「栄養機能食品は、食生活において栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)の補給を目的として摂取する者に対し、その栄養成分の機能の表示をする食品であり、個別の許可申請を行う必要がない自己認証制度である。」に改正されている。
7	P33	問題29 解説	c 誤 特定保健用食品は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むものであり、特定の保健機能を示す有効性や安全性などに関する国の審査を受け、[許可]されたものである。	c 誤 特定保健用食品は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むものであり、特定の保健機能を示す効果や安全性などに関する国の審査を受け、[許可]されたものである。※現行の手引きでは、「有効性」が「効果」に改正されている。

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
 ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」改訂一覧表

◆令和8年5月29日

第1章 医薬品に共通する特性と基本的な知識				
No.	頁	該当箇所	誤	正
8	P49	問題46 解説	a 誤 C型肝炎訴訟とは、出産や手術での大量出血などの際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。	a 誤 C型肝炎訴訟とは、出産や手術の際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。
9	P51	問題47 解説	b 正 問題文の通り。	b 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「医療制度」が「医療保険制度」に改正されている。
10	P51	問題47 解説	d 正 問題文の通り。	d 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「令和4年1月の見直しにより」が「令和4年1月より」に改正され、更に「令和9年1月より、消化器官用薬や一般用検査薬も税制の対象となる。」が追加されている。
11	P51	問題48 解説	a 誤 機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に[罹患していない]者の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品である。	a 誤 機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに機能性関与成分が有する健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品である。
12	P51	問題48 解説	b 正 問題文の通り。	b 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「栄養機能食品は、食生活において栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)の補給を目的として摂取する者に対し、その栄養成分の機能の表示をする食品であり、個別の許可申請を行う必要がない自己認証制度である。」に改正されている。

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
 ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」改訂一覧表

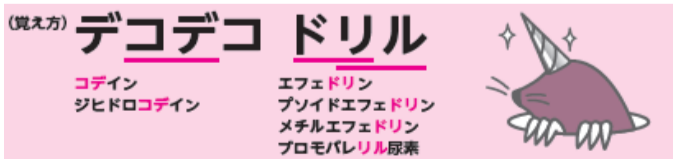

◆令和8年5月29日

第3章 主な医薬品とその作用(漢方・生薬)				
No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P261	問題21 解説	c 正 問題文の通り。	c 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「腸内異常発酵」が「腸内異常醗酵」に改正されている。
2	P263	問題24 解説	大黄甘草湯は、体力に関わらず使用できる。便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、湿疹・皮膚炎、ふきでもの、食欲不振、腹部膨満、腸内異常発酵、痔などの症状の緩和に適すとされるが、体の虚弱な人(体力の衰えている人、体の弱い人)、胃腸が弱く下痢しやすい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。	大黄甘草湯は、体力に関わらず使用できる。便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、湿疹・皮膚炎、ふきでもの、食欲不振、腹部膨満、腸内異常醗酵、痔などの症状の緩和に適すとされるが、体の虚弱な人(体力の衰えている人、体の弱い人)、胃腸が弱く下痢しやすい人では、激しい腹痛を伴う下痢等の副作用が現れやすい等、不向きとされる。
3	P281	問題41 解説	a 正 問題文の通り。	a 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「適する」が「適す」に改正されている。
4	P281	問題41 解説	b 正 問題文の通り。	b 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「腸内異常発酵」が「腸内異常醗酵」に改正されている。
5	P287	問題47 解説	a 誤 安中散は、体力中等度以下で、腹部は力がなくて、胃痛又は腹痛があつて、ときに胸やけや、げっぷ、胃もたれ、食欲不振、吐きけ、嘔吐などを伴うものの神経性胃炎、慢性胃炎、胃腸虚弱に適するとされる。設問は、人参湯の記述である。	a 誤 安中散は、体力中等度以下で、腹部は力がなくて、胃痛又は腹痛があつて、ときに胸やけや、げっぷ、胃もたれ、食欲不振、吐きけ、嘔吐などを伴うものの神経性胃炎、慢性胃炎、胃腸虚弱に適すとされる。設問は、人参湯の記述である。

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
 ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」改訂一覧表

◆令和8年5月29日

第4章 薬事に関する法規と制度				
No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P303	問題6 解説	a 誤 要指導医薬品は、「薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされるものであり、かつ、その適正な使用のために [薬剤師]の対面 による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するもの。」とされている。	a 誤 要指導医薬品は、「薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされるものであり、かつ、その適正な使用のために [薬剤師の対面等] による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するもの。」とされている。
2	P305	問題8 解説	1 正 掲示しなければならない事項である。	1 正 掲示しなければならない事項である。 ※現行の手引きでは、「要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び指定濫用防止医薬品の定義並びにこれらに関する解説」に改正されている。
3	P307	問題9 解説 ピンク枠	②一般用医薬品の陳列の状況を示す写真 ⑤特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限	② 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。) 又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真 ⑤ 特定販売を行う薬局製造販売医薬品、要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。) 又は一般用医薬品の使用期限
4	P309	問題11 解答	4	解なし
5	P309	問題11 解説	濫用等のおそれのあるもの として厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされている。 i)エフェドリン ii)コデイン iii)ジヒドロコデイン iv)プロモバレリル尿素 v)プソイドエフェドリン vi)メチルエフェドリン	指定濫用防止医薬品 として厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされている。 i)エフェドリン。 ただし、外用剤を除く。 ii)コデイン。 ただし、外用剤を除く。 iii)ジヒドロコデイン。 ただし、外用剤を除く。 iv)ジフェンヒドラミン。 ただし、外用剤を除く。 v)デキストロメトルフアン。 ただし、外用剤を除く。 vi)プソイドエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。 vii)プロモバレリル尿素。 ただし、外用剤を除く。 viii)メチルエフェドリン。 ただし、外用剤を除く。 ※現行の手引きでは、「濫用等のおそれのあるもの」が「指定濫用防止医薬品」に改正され、ジフェンヒドラミンとデキストロメトルフアンが追加されている。
6	P309	問題11 (覚え方)		

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
 ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」改訂一覧表

◆令和8年5月29日

第4章 薬事に関する法規と制度				
No.	頁	該当箇所	誤	正
7	P323	問題26 解答	4	解なし
8	P323	問題26 解説	a 誤 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。)の販売又は授与をいう。要指導医薬品は該当しない。	a 解なし 特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する 要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。) 、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。)の販売又は授与をいう。 ※現行の手引きで、「要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)」が追加されている。問題文では、要指導医薬品と薬局製造販売医薬品の詳細が記載されていないため、解なしとする。
9	P325	問題27 解説	d 正 問題文の通り。	d 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは、「一般用医薬品」が「要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)」及び「一般用医薬品」に改正されている。
10	P329	問題31 解説	c 正 問題文の通り。	c 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは、「消費者庁長官の許可を要さない」が「消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない」に改正されている。
11	P329	問題31 解説	d 誤 機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ[届け出られた]ものである。	d 誤 機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性 関与成分が有する機能性 を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ[届け出られた]ものである。

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
 ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」改訂一覧表

◆令和8年5月29日

第4章 薬事に関する法規と制度				
No.	頁	該当箇所	誤	正
12	P331	問題33 解説	<p>濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定するものを販売し、又は授与するときは、当該薬局、店舗又は区域において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させることとされている。</p> <p>i) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び[年齢]</p> <p>ii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況</p> <p>iii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由</p> <p>iv) その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項</p>	<p>法による指定濫用防止医薬品の販売又は授与時の確認事項については、要指導医薬品等でそれぞれ定められている事項のほか、次の①～⑥に掲げる事項とする</p> <p>①年齢</p> <p>②その薬局等において指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が18歳未満である場合は当該者の氏名</p> <p>③当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の当該指定濫用防止医薬品以外の指定濫用防止医薬品の購入又は譲受けの状況</p> <p>④当該指定濫用防止医薬品をその薬局等において購入し、又は譲り受けようとする者が、規則にある数量を超えて当該指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由</p> <p>⑤当該指定濫用防止医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項</p> <p>⑥その他情報の提供を行うために確認が必要な事項</p>
13	P331	問題34 解説	<p><濫用のおそれのあるものの販売> 当該薬局、店舗又は区域において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させることとされている。</p> <p>i) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢</p> <p>ii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況</p> <p>iii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由</p> <p>iv) その他当該医薬品</p>	<p>法による指定濫用防止医薬品の販売又は授与時の確認事項については、要指導医薬品等でそれぞれ定められている事項のほか、次の①～⑥に掲げる事項とする</p> <p>①年齢</p> <p>②その薬局等において指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が18歳未満である場合は当該者の氏名</p> <p>③当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の当該指定濫用防止医薬品以外の指定濫用防止医薬品の購入又は譲受けの状況</p> <p>④当該指定濫用防止医薬品をその薬局等において購入し、又は譲り受けようとする者が、規則にある数量を超えて当該指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由</p> <p>⑤当該指定濫用防止医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項</p> <p>⑥その他情報の提供を行うために確認が必要な事項</p>

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」改訂一覧表

◆令和8年5月29日

第4章 薬事に関する法規と制度				
No.	頁	該当箇所	誤	正
14	P333	問題36 解説	<p>濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされており、対象の医薬品を販売する際には確認を行ったうえで適正に使用されるよう販売する必要がある。</p> <p>i) エフェドリン ii) コデイン iii) ジヒドロコデイン iv) プロモバレリル尿素 v) プソイドエフェドリン vi) メチルエフェドリン</p>	<p>指定濫用防止医薬品として厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされており、対象の医薬品を販売する際には確認を行ったうえで適正に使用されるよう販売する必要がある。</p> <p>i) エフェドリン。ただし、外用剤を除く。 ii) コデイン。ただし、外用剤を除く。 iii) ジヒドロコデイン。ただし、外用剤を除く。 iv) ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤を除く。 v) デキストロメトルフアン。ただし、外用剤を除く。 vi) プソイドエフェドリン。ただし、外用剤を除く。 vii) プロモバレリル尿素。ただし、外用剤を除く。 viii) メチルエフェドリン。ただし、外用剤を除く。 ※現行の手引きでは、「濫用等のおそれのあるもの」が「指定濫用防止医薬品」に改正され、ジフェンヒドラミンとデキストロメトルフアンが追加されている。</p>
15	P335	問題37 解説	<p>濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は(平成26年厚生労働省告示第252号)、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされており、対象の医薬品を販売する際には確認を行ったうえで適正に使用されるよう販売する必要がある。</p> <p>i) エフェドリン ii) コデイン iii) ジヒドロコデイン iv) プロモバレリル尿素 v) プソイドエフェドリン vi) メチルエフェドリン</p>	<p>指定濫用防止医薬品として厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とされており、対象の医薬品を販売する際には確認を行ったうえで適正に使用されるよう販売する必要がある。</p> <p>i) エフェドリン。ただし、外用剤を除く。 ii) コデイン。ただし、外用剤を除く。 iii) ジヒドロコデイン。ただし、外用剤を除く。 iv) ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤を除く。 v) デキストロメトルフアン。ただし、外用剤を除く。 vi) プソイドエフェドリン。ただし、外用剤を除く。 vii) プロモバレリル尿素。ただし、外用剤を除く。 viii) メチルエフェドリン。ただし、外用剤を除く。 ※現行の手引きでは、「濫用等のおそれのあるもの」が「指定濫用防止医薬品」に改正され、ジフェンヒドラミンとデキストロメトルフアンが追加されている。</p>
16	P355	問題58 解説	<p>b 誤 機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものである。設問は、特定保健用食品の記述である。</p>	<p>b 誤 機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性関与成分が有する機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものである。設問は、特定保健用食品の記述である。※現行の手引きでは、「有効性」が「効果」に改正されている。</p>
17	P355	問題58 解説	<p>c 正 問題文の通り。</p>	<p>c 正 問題文の通り。※現行の手引きでは、「当該栄養成分を摂取する上での注意事項を適正に表示することが求められる」が「ある食品を栄養機能食品として販売するためには、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、定められた下限値及び上限値の範囲内にある必要があるほか、定められた当該栄養成分の機能だけでなく摂取をする上での注意事項も表示する必要がある」に改正されている。</p>
18	P371	問題73 解説 b	<p>ii) 指定第二类医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートルの範囲に、医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置が取られている場合</p>	<p>ii) 指定第二类医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に、医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置が採られている場合</p>

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」 改訂一覧表

◆令和8年5月29日

第4章 薬事に関する法規と制度				
No.	頁	該当箇所	誤	正
19	P377	問題79 解説	a 誤 「やせ薬」を標榜したもの等、人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている、「無承認無許可医薬品」は、医薬品に[含まれる]。	a 誤 「やせ薬」を標榜したもの等、人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている、「無承認無許可医薬品」は、医薬品に[含まれる]。 ※現行の手引きでは、「やせ薬」を標榜ぼうしたのもの等、「無承認無許可医薬品」が医薬品に含まれる。」が削除されている。
20	P383	問題86 解説	b 正 問題文の通り。	b 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは、「程度の範囲内」が「程度の種類の範囲内」に改正されている。
21	P383	問題86 解説	d 誤 購入者の利便性のため異なる複数の医薬品又は医薬品と他の物品を組み合わせて販売又は授与する場合には、組み合わせた医薬品について、購入者等に対して情報提供を十分に行える程度の範囲内であって、かつ、組み合わせることに合理性が認められるものでなければならない。	d 誤 購入者の利便性のため異なる複数の医薬品又は医薬品と他の物品を組み合わせて販売又は授与する場合には、組み合わせた医薬品について、購入者等に対して情報提供を十分に行える程度の 種類 の範囲内であって、かつ、組み合わせることに合理性が認められるものでなければならない。
22	P387	問題89 解説	a 誤 成分中のプロモバレリル尿素は 濫用等のおそれのあるもの として厚生労働大臣が指定する医薬品である。販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者は、 濫用等のおそれのある医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合は、当該者の氏名及び年齢を確認することとされている。	a 誤 成分中のプロモバレリル尿素は 指定濫用防止医薬品 として厚生労働大臣が指定する医薬品である。 指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与する場合であって、購入者等が18歳未満である場合には、薬剤師又は登録販売者は、その者の氏名及び年齢を確認する必要がある。また、18歳未満の者に販売できる数量は、厚生労働大臣が定める数量の範囲内に限られる。プロモバレリル尿素については原則5日分であるが、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤では7日分とされている。本品は、15歳以上で1回2錠、1日3回服用するため、1日6錠であり、84錠入りは14日分に相当する。したがって、18歳未満の者に販売することはできない。
23	P387	問題89 解説	b 誤 濫用等のおそれのある医薬品を販売し、又は授与するときは、規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のため必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させることとされている。	b 誤 指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与するときは、購入又は譲り受けようとする者が、規則にある数量を超えて当該指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由を確認することとされている。
24	P387	問題89 解説 ピンク背景 イラスト右下	d 正 問題文の通り。 ii) 指定第二类医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートルの範囲に、医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置が 取 られている場合 ii) 陳列設備から1.2メートルの範囲に、進入することができないような措置	d 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは、「1.2メートル」が「1.2メートル以内」に改正されている。 ii) 指定第二类医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル 以内 の範囲に、医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置が 採 られている場合 ii) 陳列設備から1.2メートル 以内 の範囲に、進入することができないような措置
25	<p>【「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超+(水色の表紙のズル本)」をお使いの方へ】 こちらの問題集は「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超(緑色の表紙のズル本)」に対応しています。 下記のページを修正していただくことにより、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 鷹の爪団直伝！参考書 Z超+(水色の表紙のズル本)」に対応することが可能です。ご確認のほど、宜しくお願い申し上げます。</p> <p>問8 P.371、372 → P.372/問19 P.371、372 → P.372/問33 P.362 → P.381/問48 P.371 → P.372</p>			

この度は、「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集Z超+」をご購入いただき、誠に有難うございます。
試験問題作成に関する手引き(令和8年4月)の改正内容等を反映し、以下のとおり改訂させていただきます。
ご不便をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

「ズルい！合格法 医薬品登録販売者試験対策 出る順 問題集 Z超+」 改訂一覧表

◆令和8年5月29日

第5章 医薬品の適正使用と安全対策				
No.	頁	該当箇所	誤	正
1	P431	問題32 解説	b 誤 患者向医薬品ガイドは、(独)医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載されている。	b 誤 患者向医薬品ガイドは、(独)医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載されている。 ※現行の手引きでは、「患者向医薬品ガイド」が削除されている。
2	P437	問題37 解説	d 誤 薬物乱用や薬物依存は、違法薬物(麻薬、覚醒剤、 大麻 等)によるものばかりでなく、一般用医薬品によっても[生じ得る]。	d 誤 薬物乱用や薬物依存は、違法薬物(麻薬、覚醒剤等)によるものばかりでなく、一般用医薬品によっても[生じ得る]。 ※現行の手引きでは、「大麻」が削除されている。
3	P439	問題39 解説	d 正 問題文の通り。	d 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは、「添付文書がある場合は引き続き紙の添付文書が同梱される。」に改正されている。
4	P445	問題44 解説	d 正 問題文の通り。	d 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは、「患者向医薬品ガイド」が削除されている。
5	P449	問題49 解説	a 正 問題文の通り。	a 正 問題文の通り。 ※現行の手引きでは、「替える」が「変える」に改正されている。
6	P465	問題65 解説	b 誤 ステロイド性抗炎症成分が配合された外用薬は、細菌等の感染に対する抵抗力を弱めて、感染を増悪させる可能性があるため、「患部が化膿している人」には使用しないこと、「次の部位には使用しないこと:水痘(水ぼうそう)、みずむし・たむし等又は化膿している患部」とされている。設問は、ケトプロフェンが配合された外用鎮痛消炎薬の記述である。	b 誤 ステロイド性抗炎症成分が配合された外用薬は、細菌等の感染に対する抵抗力を弱めて、感染を増悪させる可能性があるため、「患部が化膿している人」には使用しないこと、「次の部位には使用しないこと:水痘(水ぼうそう)、みずむし・たむし等又は化膿している患部」とされている。設問は、ケトプロフェンが配合された外用鎮痛消炎薬の記述である。 ※現行の手引きでは、「塗布部」が「貼付部」に改正されている。
7	P473	問題72 解説	c 誤 医療用医薬品で使用されていた有効成分を 一般用 医薬品で初めて配合したものについては、承認条件として承認後の[一定期間(概ね3年)]、安全性に関する調査及び調査結果の報告が求められている。	c 誤 医療用医薬品で使用されていた有効成分を OTC 医薬品で初めて配合したものについては 要指導医薬品に指定され 、承認条件として承認後の[一定期間(概ね3年)]、安全性に関する調査及び調査結果の報告が求められている。
8	P473	表 スイッチOTC 1行目	・医療用医薬品で使用されていた有効成分を 一般用 医薬品で初めて配合したもの	・医療用医薬品で使用されていた有効成分を OTC 医薬品で初めて配合したもの